

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

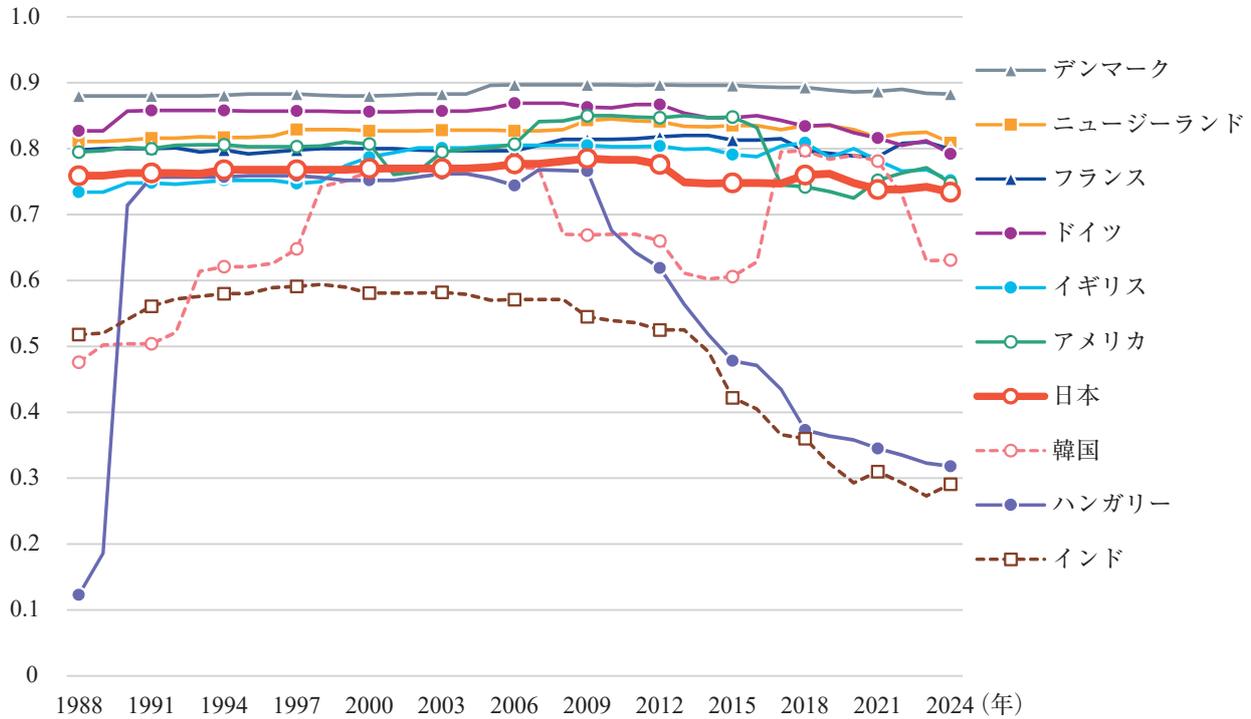
論題 Title	E 政治・行政
他言語論題 Title in other language	Politics and Public Administration
著者 / 所属 Author(s)	—
書名 Title of Book	国際比較に見る日本の政策課題（2026年版）：総合調査報告書
シリーズ Series	調査資料 2025-3（Research Materials 2025-3）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2026-3-12
ページ Pages	94-109
ISBN	978-4-87582-951-5
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
摘要 Abstract	民主主義、女性国会議員、国政選挙の投票率、デジタル・ガバメント

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

## 22 民主主義

図22 主要国における自由民主主義指数の推移



(出典) “Graphing Tools.” V-Dem Institute website <<https://v-dem.net/graphing/graphing-tools/>> を基に筆者作成。

表22-1 主要国における自由民主主義指数の推移

国\年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018	2021	2024
デンマーク	0.880	0.880	0.881	0.883	0.880	0.883	0.897	0.897	0.897	0.896	0.893	0.887	0.883
ニュージーランド	0.811	0.816	0.817	0.829	0.827	0.828	0.827	0.843	0.841	0.835	0.835	0.817	0.809
フランス	0.798	0.800	0.798	0.798	0.800	0.797	0.797	0.814	0.818	0.813	0.797	0.788	0.799
ドイツ	0.827	0.858	0.858	0.857	0.856	0.857	0.869	0.863	0.867	0.847	0.834	0.816	0.792
イギリス	0.734	0.748	0.752	0.747	0.787	0.801	0.805	0.805	0.804	0.791	0.809	0.782	0.752
アメリカ	0.795	0.800	0.806	0.803	0.807	0.795	0.807	0.850	0.847	0.848	0.742	0.752	0.748
日本	0.759	0.763	0.768	0.768	0.770	0.770	0.777	0.785	0.776	0.748	0.760	0.738	0.734
韓国	0.476	0.504	0.621	0.648	0.765	0.772	0.772	0.669	0.660	0.606	0.797	0.781	0.631
ハンガリー	0.123	0.757	0.757	0.759	0.752	0.762	0.744	0.766	0.619	0.478	0.373	0.345	0.318
インド	0.518	0.561	0.580	0.591	0.581	0.582	0.571	0.545	0.525	0.422	0.360	0.310	0.291

(出典) 図22に同じ。

## 【民主主義】

民主主義を測る指数として、ここでは、最近広く用いられている V-Dem<sup>(1)</sup>の自由民主主義指数を取り上げた<sup>(2)</sup>。V-Dem の指数として、選挙民主主義指数、自由主義指数、平等指数、政治参加指数、熟議指数などがあり、それぞれ0~1の数値として算出される（1に近いほど評価が高い。）<sup>(3)</sup>。このうち選挙民主主義指数及び自由主義指数を基に、自由民主主義指数が算出される。選挙民主主義指数は自由かつ公正な選挙が行われているかという観点の指標から、自由主義指数は個人や少数派の権利が保護されているかという観点の指標から算出される<sup>(4)</sup>。

また、V-Dem は、Regimes of the World の枠組み<sup>(5)</sup>を用いて、政治体制を自由民主主義（Liberal Democracies）、選挙民主主義（Electoral Democracies）、選挙独裁（Electoral Autocracies）、閉鎖的独裁（Closed Autocracies）の4段階に分類している。「民主主義」（自由民主主義又は選挙民主主義）と分類されるには、①国政選挙が実際に複数政党により争われている、②誤りや不正に影響されない自由かつ公正な国政選挙が行われている、③選挙民主主義指数が0.5より大きい、の三つの条件を全て満たすことが必要であり、一つでも満たさなければ「独裁」（選挙独裁又は閉鎖的独裁）に分類される。さらに、「民主主義」に分類されたもののうち、①法の透明性と予測可能な執行が担保されている、②男女とも安全で効果的な司法へのアクセスが保障されている、③自由主義の原則（個人の自由と法の支配の尊重、司法及び立法による行政統制）を満たし、自由主義指数が0.8より大きい、の三つの条件を全て満たせば「自由民主主義」に、いずれかを満たさなければ「選挙民主主義」になる。「独裁」のうち、複数政党による執政府の長及び議会議員の選挙が少なくとも制度上は行われている、という条件を満たせば「選挙独裁」に、満たさなければ「閉鎖的独裁」になる<sup>(6)</sup>。

## 【日本の推移】

日本の政治体制は、1988年以降全ての年において自由民主主義と評価されている。

日本の自由民主主義指数は、2009年の0.785が最高であり、おおむね安定して推移しているが、2024年の0.734は1988年以来最低の数値となっている（図22・表22-1）。2021年に公表されたV-Dem 東アジアセンターのレポートは、大幅な低下はないものの日本の民主主義は後退の基調にあることを指摘している。また、同レポートでは、OECDの主要30か国に限って見ると、2000年及び2020年の時点で日本は下位30%に入ることが指摘されている<sup>(7)</sup>。2024年についても、日本の順位は、世界179か国・地域中では27位であるものの、OECD加盟38か

(1) 民主主義の様々な要素を測定するプロジェクトであり、研究所の本部はスウェーデンのヨーテボリ大学にある。  
“The V-Dem Project.” V-Dem Institute website <<https://www.v-dem.net/about/v-dem-project/>>

(2) 民主主義を測る指数として、ほかにエコノミスト・インテリジェンス・ユニット（Economist Intelligence Unit: EIU）の民主主義指数、フリーダムハウスの世界の自由度（Freedom in the World）、国際民主化選挙支援機構（International IDEA）の世界の民主主義の状態指数（Global State of Democracy Indices）などがある。

(3) V-Dem Institute, “Codebook,” v15, March 2025, pp.46-59. <<https://www.v-dem.net/documents/55/codebook.pdf>>

(4) V-Dem Institute, *Democracy Report 2025: 25 Years of Autocratization –Democracy Trumped?*, 2025, pp.57-59. <[https://www.v-dem.net/documents/61/v-dem-dr\\_2025\\_lowres\\_v2.pdf](https://www.v-dem.net/documents/61/v-dem-dr_2025_lowres_v2.pdf)>

(5) V-Dem のデータに基づく政治体制の分類を提案した論文で示されたものである。Anna Lührmann et al., “Regimes of the World (RoW): Opening New Avenues for the Comparative Study of Political Regimes,” *Politics and Governance*, Vol.6 Iss.1, 2018, pp.60-77. <<https://doi.org/10.17645/pag.v6i1.1214>>

(6) *ibid.*; V-Dem Institute, *op.cit.*(3), pp.295-296.

(7) 粕谷祐子ほか「日本の民主主義は後退しているのか」『デモクラシー・ブリーフ』2021-2. V-Dem 東アジアセンターウェブサイト <[https://v-dem-eastasia.net/archives/democracy-brief\\_2021-2/](https://v-dem-eastasia.net/archives/democracy-brief_2021-2/)>

国の中では26位である<sup>(8)</sup>。日本の民主主義の度合いは、世界的に見れば高いが、OECD加盟国の中ではそれほど高くないと言えるであろう。

### 【各国の動向】

2024年には過去20年間で初めて、独裁の国・地域数(91)が民主主義の国・地域数(88)を上回った。自由民主主義は最も少ない政治体制となり、29か国・地域となった。また、自由民主主義の国・地域に住む人口は12%未満であり、過去50年間で最も低い割合となった<sup>(9)</sup>。

179か国・地域を対象とした2024年の自由民主主義指数では、上位5か国がヨーロッパの国であり、そのうち4か国が北欧の国である<sup>(10)</sup>。1位のデンマークは、1988年から常に0.88以上の高い水準で推移している。ヨーロッパ以外で最も順位の高いニュージーランドは、全体で8位であり、ニュージーランドの自由民主主義指数は、1988年から常に0.8以上を維持している。ほかに、ここで取り上げた国では、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカも日本より高い順位にある。トランプ(Donald Trump)大統領が就任した2017年以降のアメリカなどで変動は見られるものの、これらの国の指数も1988年からおおむね安定して推移している(図22)。

1988年以降に大きな変動が見られる国として、韓国、ハンガリー及びインドが挙げられる<sup>(11)</sup>。韓国の政治体制は1993年以降自由民主主義とされていたが、2024年には選挙民主主義となった。韓国の自由民主主義指数は、1987年の民主化以降、着実に上昇し、2000～07年には0.77前後を維持していたが、2008年以降は不安定になり、多くの年で0.7を下回っている。特に2013年以降の朴槿恵政権下では、報道の自由が制限されるなど、独裁化が激しくなった。朴大統領は2016年に自身の汚職関与疑惑に対する大規模な抗議活動を受けて退陣し、人権活動家としての経験を持つ文在寅大統領の政権下で、自由民主主義指数は回復した。しかし、2021年に政権に就いた保守派の尹錫悦大統領が、前政権の関係者を処罰する強硬な措置や、ジェンダー平等に逆行する政策を行ったことなどを受け、再び低下した<sup>(12)</sup>。

ハンガリーとインドはいずれも、ここ10年以内に民主主義から独裁に転じた。ハンガリーは、1991～2009年には自由民主主義の国であったが、2010年に選挙民主主義、2018年以降は選挙独裁となった。ハンガリーの自由民主主義指数については、まず、1989年の0.186から1990年の0.714への急上昇が見られ、これは1989年の民主化を反映したものと考えられる。しばらく大きな変動のない時期が続いた後、2010年に低下が始まった。同年にオルバン(Viktor Orbán)首相率いるフィデスが政権与党となり、政権は、選挙管理委員会への統制の強化、報道等の自由に対する制限、当局による恣意的な監視と個人データへのアクセスを認める法律の制定などを行い、同国の自由民主主義指数は2024年に0.318まで低下した<sup>(13)</sup>。インドは、1988年以降の長い期間、選挙民主主義とされていたが、2017年以降は選挙独裁とされている。2014年に就任した、ヒンドゥー民族主義を掲げるインド人民党のモディ(Narendra Modi)首

(8) V-Dem Institute, *op.cit.*(4), p.62.

(9) *ibid.*, pp.6-7, 12.

(10) 2024年の全対象国・地域の自由民主主義指数及び順位については、*ibid.*, pp.62-63.

(11) *ibid.*, pp.52-53に、1974年以降の各国・地域の政治体制の変遷が図示されている。

(12) V-Dem Institute, *Democracy Report 2023: Defiance in the Face of Autocratization*, 2023, pp.28-30. <[https://v-dem.net/documents/29/V-dem\\_democracyreport2023\\_lowres.pdf](https://v-dem.net/documents/29/V-dem_democracyreport2023_lowres.pdf)>; V-Dem Institute, *Democracy Report 2024: Democracy Winning and Losing at the Ballot*, 2024, pp.26-27. <[https://www.v-dem.net/documents/43/v-dem\\_dr2024\\_lowres.pdf](https://www.v-dem.net/documents/43/v-dem_dr2024_lowres.pdf)>

(13) V-Dem Institute, *op.cit.*(4), p.25; V-Dem Institute, *Democracy Facing Global Challenges: V-DEM ANNUAL DEMOCRACY REPORT 2019*, 2019, p.22. <[https://v-dem.net/documents/16/dr\\_2019\\_CoXPbb1.pdf](https://v-dem.net/documents/16/dr_2019_CoXPbb1.pdf)>

相の下で、表現の自由やメディアの独立に関する状況が悪化し、市民社会や野党への法律を利用した抑圧などが行われた<sup>(14)</sup>。なお、モディ政権前の2008年頃から2014年までにも自由民主主義指数の低下が見られる。2014年までのインドを分析したV-Demのレポートでは、その低下の理由が明示されているわけではないものの、健康や教育などの平等指数の低下が指摘されている<sup>(15)</sup>。

### 【政策課題】

V-Demの調査の中には、ここまで見てきた自由民主主義指数とは別に、市民社会団体、直接投票、地方・地域行政への参加などの観点を含む政治参加指数がある。2024年に日本の自由民主主義指数が179か国・地域中27位であったのは前述のとおりであるが、同年の政治参加指数は75位であり、V-Demの主な指数の中でも日本が比較的低い評価を受けた指数となった<sup>(16)</sup>。

民主主義を測るV-Dem以外の指数として、イギリスのエコノミスト・インテリジェンス・ユニット（Economist Intelligence Unit: EIU）は、「選挙過程と多元主義」、「政府機能」、「政治参加」、「政治文化」、「市民的自由」の5分野の調査結果を数値化（0～10）し、その平均を民主主義指数としている。このうち「政治参加」は、政治に対する関心や参加状況を測る九つの質問から成る指標であり、投票率、女性議員の割合、政党等への加入状況、政治的ニュースへの関心などが含まれる。日本は、この指標が2024年に10点中6.67で、対象167か国・地域中39位<sup>(17)</sup>であった（表22-2）。日本の同年の民主主義指数が10点中8.48で16位であったことを踏まえると、政治参加の評価は低い。調査によって政治参加の測定方法は若干異なるものの、広く国民の政治への関心や参加を向上させることが課題と言えるであろう（女性国会議員及び国政選挙の投票率の国際比較については、それぞれ「23 女性国会議員」及び「24 国政選挙の投票率」を参照）。

各国の動向で見たように、近年、多くの国で民主主義の後退や独裁への転換が進み、民主主義の国は減少傾向にある。グローバルに結び付いている現代の世界において、各国・地域の民主主義の状況も注視していく必要がある。

表22-2 主要国における EIU による民主主義指数と各分野の指数（2024年）

国\分野	民主主義指数	選挙過程と多元主義	政府機能	政治参加	政治文化	市民的自由
ニュージーランド	9.61	10.00	9.29	10.00	8.75	10.00
デンマーク	9.28	10.00	9.29	8.33	9.38	9.41
ドイツ	8.73	9.58	8.21	8.33	8.13	9.41
日本	8.48	9.58	8.93	6.67	8.13	9.12
イギリス	8.34	9.58	7.50	8.33	6.88	9.41
フランス	7.99	9.58	7.50	7.78	6.88	8.24
アメリカ	7.85	9.17	6.43	8.89	6.25	8.53
韓国	7.75	9.58	7.50	7.22	5.63	8.82

（出典）Economist Intelligence Unit, “Democracy index report: World,” 2025. <<https://www.eiu.com/n/campaigns/democracy-index-2024/>> を基に筆者作成。

(14) V-Dem Institute, *op.cit.*(4), p.25.

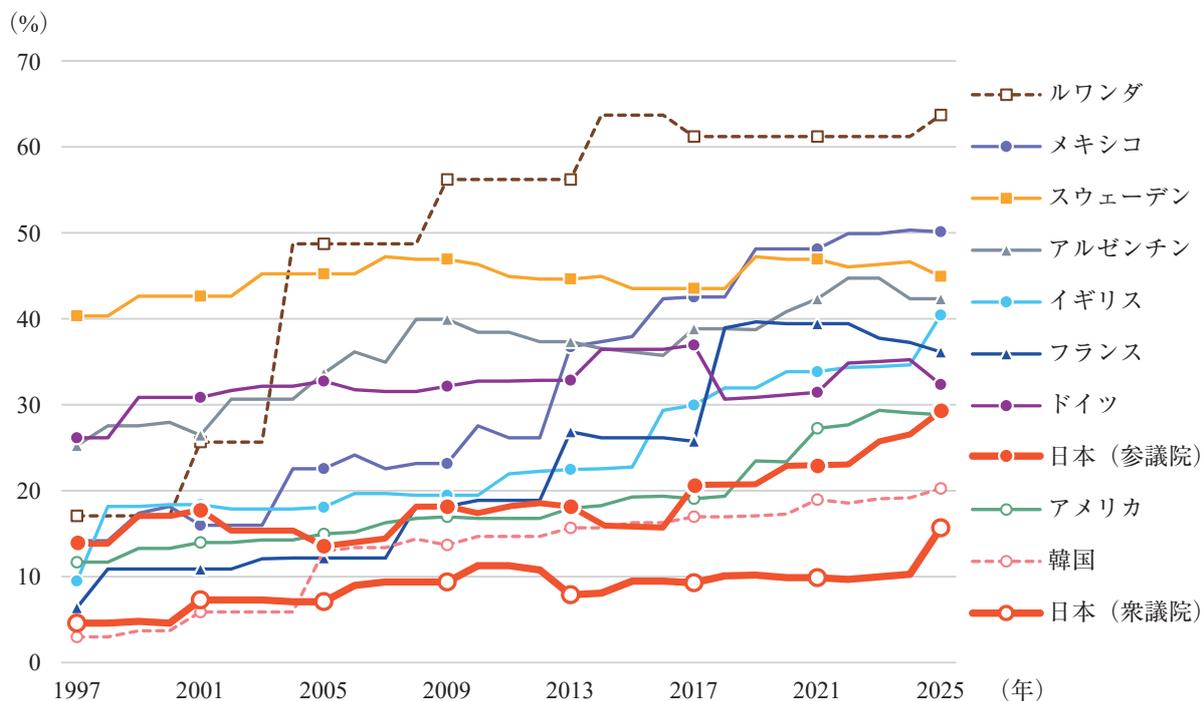
(15) Valeriya Mechkova and Staffan I. Lindberg, “Country Brief India,” February 2016. V-Dem Institute website <[https://www.v-dem.net/media/publications/country\\_brief\\_india.pdf](https://www.v-dem.net/media/publications/country_brief_india.pdf)>

(16) V-Dem Institute, *op.cit.*(4), pp.59, 62.

(17) EIU は民主主義指数のみ順位を公表しており、政治参加の順位は指数を基に筆者が算出したものである。

## 23 女性国会議員

図23 主要国における女性国会議員の割合の推移



(注) 日本を除き、下院（又は一院制議会）の女性議員の割合を取り上げた。数値は毎年1月時点のものであるが、2025年のみ10月1日時点のものである。

(出典) IPU, “Monthly ranking of women in national parliaments.” <<https://data.ipu.org/women-ranking/>> ; *idem*, “Women in National Parliaments.” <<http://archive.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm>> を基に筆者作成。

表23 主要国における女性国会議員の割合の推移

(単位：%)

国\年	1997	2001	2005	2009	2013	2017	2021	2025
ルワンダ	17.1	25.7	48.8	56.3	56.3	61.3	61.3	63.8
メキシコ	14.2	16.0	22.6	23.2	36.8	42.6	48.2	50.2
スウェーデン	40.4	42.7	45.3	47.0	44.7	43.6	47.0	45.0
アルゼンチン	25.3	26.5	33.7	40.0	37.4	38.9	42.4	42.4
イギリス	9.5	18.4	18.1	19.5	22.5	30.0	33.9	40.5
フランス	6.4	10.9	12.2	18.2	26.9	25.8	39.5	36.2
ドイツ	26.2	30.9	32.8	32.2	32.9	37.0	31.5	32.4
日本 (参議院)	13.9	17.8	13.6	18.2	18.2	20.7	23.0	29.4
アメリカ	11.7	14.0	15.0	17.0	18.0	19.1	27.3	28.9
韓国	3.0	5.9	13.0	13.7	15.7	17.0	19.0	20.3
日本 (衆議院)	4.6	7.3	7.1	9.4	7.9	9.3	9.9	15.7

(注) 及び (出典) 図23に同じ。

## 【女性国会議員】

列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union: IPU）によると、2025年10月1日現在、世界の女性国会議員（以下「女性議員」）数は11,894人であり、全国国会議員の27.3%を占める<sup>(1)</sup>。女性議員の割合は、1945年時点では下院で3.0%にすぎなかったが、その後、増加し続けてきた<sup>(2)</sup>。

「クリティカル・マス」という、「その値を上回れば女性が本来の力を発揮できるようになるような、議員の女性比率を示す概念」<sup>(3)</sup>が重視されてきた結果、国内外を問わず、女性議員の割合を30%以上にすることが目指されてきた。女性議員の割合が30%以上の議会（下院又は一院制議会）は、1995年時点では世界172か国・地域中5か国（2.9%）であったが、2025年初頭には世界185か国・地域中71か国（38.4%）にまで増加した<sup>(4)</sup>。

ただし、近年女性議員の増加は停滞傾向にあるという指摘もなされている<sup>(5)</sup>。

## 【日本の推移】

日本の女性議員の割合は、衆議院が15.7%（世界183か国・地域の下院及び一院制議会中141位）、参議院が29.4%（世界80か国の二院制議会の上院中38位）である<sup>(6)</sup>。

衆議院の女性議員の割合は、過去約30年間で3倍以上（4.6%→15.7%）になっており、特に2024年10月の衆議院議員総選挙の結果、約5ポイント増加したが、主要国と比較すると依然として低水準にとどまっている。参議院の女性議員の割合は、過去約30年間で2倍以上（13.9%→29.4%）になり、2025年7月の参議院議員通常選挙の結果、クリティカル・マスの「30%」という数字まであと一步となった（図23参照）。なお、候補者に占める女性の割合は、2024年10月の衆議院議員総選挙では23.4%、2025年7月の参議院議員通常選挙では29.1%で、「2025年までに候補者に占める女性の割合を35%」とする第5次男女共同参画基本計画<sup>(7)</sup>で掲げられた目標には届かなかった。

こうした政界への女性進出の停滞は、世界経済フォーラムが発表する「ジェンダー・ギャップ指数」<sup>(8)</sup>にも反映されている。2025年の日本のジェンダー・ギャップ指数の総合順位は148か国中118位であり、政治参画の分野が全体の順位を下げる一因となっている<sup>(9)</sup>。日本はG7の中で最下位という状況が続いている<sup>(10)</sup>。

## 【各国の動向】

図23で取り上げた国の多くで、女性議員が急増した時期があることが見受けられる。その背

(1) IPU, “Global and regional averages of women in national parliaments.” <<https://data.ipu.org/women-averages/>>

(2) IPU, “Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments,” 2008, p.14. <<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2016-07/equality-in-politics-survey-women-and-men-in-parliaments>>

(3) 前田健太郎『女性のいない民主主義』岩波書店, 2019, p.31.

(4) IPU, “Women in Parliament: 1995-2025,” 2025, pp.1, 3. <<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2025-03/women-in-parliament-1995-2025>>

(5) “Political leadership roles in 2025: Men continue to dominate,” 11 March 2025. UN Women website <<https://www.unwomen.org/en/news-stories/press-release/2025/03/political-leadership-roles-in-2025-men-continue-to-dominate>>

(6) 10月末時点では衆議院が15.5%、参議院が29.8%であるが、ここでは10月1日現在のIPUのデータを記した。

(7) 「第5次男女共同参画基本計画—すべての女性が輝く令和の社会へ—」2020.12.25, pp.19, 22-24. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/pdf/print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf)>

(8) 経済参画、教育、健康、政治参画の分野ごとに男性に対する女性の割合を示すもの。0が完全不平等、1が完全平等を表している。詳細は「16 男女共同参画」を参照。

(9) 政治参画の分野のスコアは0.085で、順位は125位であった。経済参画の分野のスコアは0.613（112位）、教育分野のスコアは0.994（66位）、健康分野のスコアは0.973（50位）である。

(10) 「男女平等度 日本118位 政治後退 G7最下位」『東京新聞』2025.6.13.

景には、「クオータ制」の導入があるとされている。クオータ制は、①憲法又は選挙関連法で規定される「法律型クオータ」と②政党が規約等において自発的に実施する「政党型クオータ」に分類され、このうち①は更に a)「議席割当制」と b)「候補者クオータ制」に分けられる<sup>(11)</sup>。

ルワンダは、① a) の議席割当制を採用している代表的な国である。2003年に制定された憲法が、下院議員と上院議員について、それぞれ少なくとも30%は女性でなければならない（現行の第75条及び第80条）と規定した<sup>(12)</sup>ことで、女性議員が大幅に増加した。また、2019年7月29日選挙管理に関する組織法第79条は、政党等に対し、下院議員選挙における候補者の少なくとも30%を女性とするよう義務付けた。これにより、直接選挙部分に候補者クオータ制が採用されている。ただし、ルワンダのクオータ制は、「選挙不正、反対勢力の抑圧、人権侵害から目をそむけさせること」を狙いとした「専制体制の生き残りの上で都合のよい一つの政策」なのであって、「様々な制約を受ける形でしか機能していない」という指摘もなされている<sup>(13)</sup>。

メキシコは、① b) の候補者クオータ制を採用している。メキシコでは2002年に改正された選挙制度及び選挙手続に関する一般法第232条により、連邦議会議員選挙の候補者の30%を女性とすることが政党に義務付けられた。さらに2008年の法改正<sup>(14)</sup>、2012年の新たな選挙規則<sup>(15)</sup>等を経て、2014年には憲法が改正され、第41条第1項に「(政党の) 候補者の指名においては、男女同数の原則が遵守される」と明記された。クオータ制の抜け道を法改正で塞いでいくのに伴い、女性議員が増加していったと指摘されている<sup>(16)</sup>。

アルゼンチンも① b) の候補者クオータ制を導入し、下院議員選挙における候補者の少なくとも30%を女性とするよう、政党に義務付けていた。2000年の大統領令1246/2000号でより詳細に規定された<sup>(17)</sup>ことが、女性議員数の安定的な確保につながった。さらに2017年、国家選挙法典第60条の2の改正により、候補者名簿について男女を交互に登載するよう定められた<sup>(18)</sup>。

フランス及び韓国は、候補者クオータ制と政党助成制度が連動しているという特徴を有する。フランスでは、2000年にいわゆる「パリテ法」（選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日の法律第2000-493号）が成立し、下院議員選挙について、候補者数の男女差が全候補者数の2%を超えた政党は、男女の候

(11) 佐藤令・武岳沙綾「主要国の選挙におけるクオータ制」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1206号, 2022.10.27, pp.1-2. <<https://doi.org/10.11501/12358236>>

(12) なお、第75条では、下院議員80人のうち、全国の行政組織に従って設置される特定の選挙人団から選出される24人は女性である、とも規定されているので、下院議員については「少なくとも30%は女性」となることが担保されている。

(13) 遠藤貢「ルワンダにおけるクオータ制形成の背景と特質」日本学術協力財団編『女性の政治参画をどう進めるか』日本学術協力財団, 2024, pp.161-174.

(14) クオータの40%への引上げ、比例区でのジッパー方式（候補者5人ごとに少なくとも2人を女性とし、男女を交互とするもの）の義務化を内容とする。

(15) メキシコのクオータ制には例外規定があり、政党が候補者を予備選挙によって選出する場合には、クオータの適用除外を受けられることになっていた。連邦選挙管理機構（当時）は新規則において、予備選挙を行っても最終的な候補者名簿ではクオータを遵守すること、正候補者と補充候補者は同性で擁立することを定めた。メキシコの選挙では正候補者と補充候補者をペアで擁立することとなっているが、女性たちが当選直後に辞任し、補充候補者の男性に議席を譲るといったスキャンダルが発生したことが背景にある。

(16) 馬場香織「メキシコ—パリテ議会がもたらす政策とその効果—」三浦まり編『ジェンダー・クオータがもたらす新しい政治—効果の検証—』法律文化社, 2024, pp.36-58.

(17) 候補者名簿順位の1番目と2番目は異性とし、名簿順位において同性の候補者を3人以上連続させないこと、定数2の選挙区では1人は必ず女性を擁立すること、等が明記された。

(18) 杉山知子「アルゼンチン—クオータ制導入後の女性議員の増加と政策への影響—」三浦編 前掲注(16), pp.59-84.

補者割合の差に応じて政党助成金を減額されることとなった<sup>(19)</sup>。減額率は2000年当初は50%であったが、2007年に75%に、2014年に150%に引き上げられ、それに伴い女性議員が増加した<sup>(20)</sup>。

スウェーデン及びドイツでは、②の政党型クォータが実施されている。スウェーデンでは、主要政党の一つである社会民主労働党が1993年の党大会で、候補者名簿に男女を交互に登載すると決定したことなどもあり<sup>(21)</sup>、女性議員の割合は安定して40%台を維持している。ドイツでは、社会民主党が党規約や党選挙規定において「比例名簿には男女を交互に登載しなければならない」としており、キリスト教民主同盟が党規約において、候補者名簿の連続する3順位のうち1人以上は女性に登載することとしていて、それができない場合は説明責任を負うとしている<sup>(22)</sup>。ドイツの女性議員の割合も、安定して30%台を維持している。

### 【政策課題】

現在、日本では複数の政党が女性議員や女性候補者に関して、「国政における我が党の女性議員の割合を30%まで引き上げる」、「女性候補者比率50%」といった数値目標を掲げている<sup>(23)</sup>。女性議員を増やそうという機運は高まっていると言えるが、上述のとおり、諸外国のように目に見えた成果は衆議院については上げられていない。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）第4条でも、数値目標の設定等はいくまでも政党の「努力義務」ととどまっており、党規約等に候補者比率等を明記している党は見受けられない。

【各国の動向】からうかがえるように、女性の政治参画を加速させるためには、政党の自主性に委ねるよりも、法的拘束力を有する法律型クォータを導入し、女性候補者の擁立を各党に義務付ける方が有効である、という声もある<sup>(24)</sup>。しかし、法律型クォータについては、議員及び選挙人の資格に関する日本国憲法第44条等に抵触する可能性を考慮する必要がある<sup>(25)</sup>。

超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」は、クォータ制の導入や、女性候補者の割合に応じて政党助成金を減額するための法改正を検討していると報じられている<sup>(26)</sup>。また、近年の選挙では女性への期待が高まっており、「政党も女性を擁立したほうがいいと気づき始めている」という分析がなされている<sup>(27)</sup>。

(19) 政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号第9-1条。

(20) なお、上院議員選挙のうち比例代表制で選出されるものについては、名簿に男女を交互に登載しなければならないとされている（選挙法典第300条）。佐藤・武岳 前掲注(11), pp.4, 8; 村上彩佳「フランス—パリテがもたらした政治と社会の変化—」三浦編 前掲注(16), pp.85-106。また、韓国については申琪榮「半分の成功—韓国のクォータ制からの示唆—」日本学術協力財団編 前掲注(13), pp.175-184を参照。

(21) Lenita Freidenvall, “A Discursive Struggle: The Swedish National Federation of Social Democratic Women and Gender Quotas,” *Nordic Journal of Women’s Studies*, Vol.13 No.3, December 2005, p.181.

(22) 佐藤・武岳 前掲注(11), pp.4, 8.

(23) 内閣府男女共同参画局「各政党における男女共同参画の取組状況と課題」2025.4. <<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/r06.pdf>>

(24) 「社説 参院選 女性候補擁立 「均等」の理念に遠く」『朝日新聞』2025.7.9.

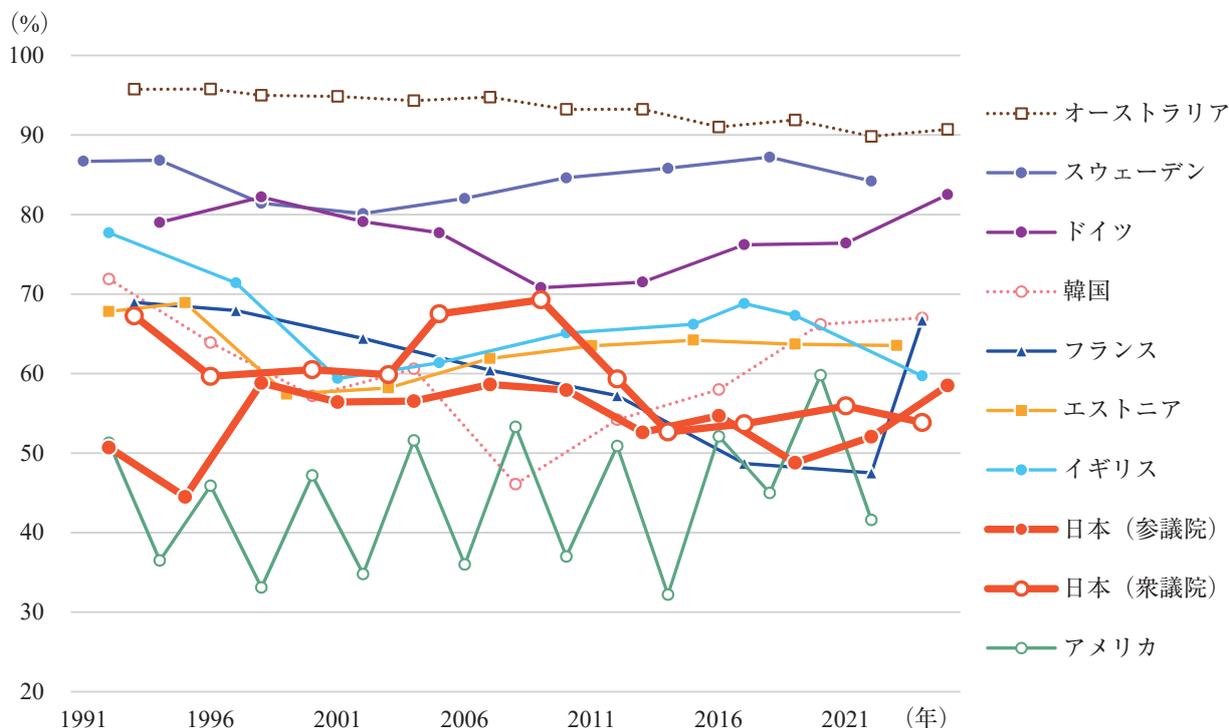
(25) 山田邦夫「女性の政治参画とクォータ制論議—政治分野における「多様性」の確保—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ダイバーシティ（多様性）社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料2016-3）国立国会図書館, 2017, pp.88-89. <<https://doi.org/10.11501/10310077>>

(26) 「クォータ制 今国会中に導入案 超党派議連」『朝日新聞』2024.3.8; 「女性蔑視体質、政界参入阻む 「配慮のつもりで排除」も」『毎日新聞』2024.5.23.

(27) 「衆院選 女性当選者は過去最多 候補者割合は政府目標未達」『読売新聞』2024.10.31. 三浦まり上智大学教授によるコメント。

## 24 国政選挙の投票率

図24 主要国における国政選挙の投票率の推移



(注) 日本は衆参両院の、その他の国は下院（又は一院制議会）議員総選挙を取り上げた。小選挙区2回投票制を採用するフランスについては1回目投票の投票率を用いた。  
 (出典) 各国の公式統計を基に筆者作成。

表24 主要国における国政選挙の投票率の推移

(単位：%)

国\年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
オーストラリア(多)	-	91.0	-	-	91.9	-	-	89.8	-	-	90.7
スウェーデン(比)	-	-	-	87.2	-	-	-	84.2	-	-	-
ドイツ(混)	-	-	76.2	-	-	-	76.4	-	-	-	82.5
韓国(混)	-	58.0	-	-	-	66.2	-	-	-	67.0	-
フランス(多)	-	-	48.7	-	-	-	-	47.5	-	66.7	-
エストニア(比)	64.2	-	-	-	63.7	-	-	-	63.5	-	-
イギリス(多)	66.2	-	68.8	-	67.3	-	-	-	-	59.7	-
日本(参議院)(混)	-	54.7	-	-	48.8	-	-	52.1	-	-	58.5
日本(衆議院)(混)	-	-	53.7	-	-	-	55.9	-	-	53.9	-
アメリカ(多)	-	52.1	-	45.0	-	59.8	-	41.6	-	-	-

(注) 国政選挙は毎年行われるものではなく、特定の年を抽出するのは適切ではないため、2015年から直近まで毎年の国政選挙の投票率を示した。表中の( )は選挙制度の類型を示し、(多)は小選挙区制などの多数代表制を、(比)は比例代表制を、(混)は多数代表制と比例代表制の混合制を表す。2024年のアメリカは未公表。  
 (出典) 図24に同じ。

## 【投票率】

ここでは国会議員を選出する選挙の投票率を取り上げる。投票率とは、当日有権者数に対する投票者数の比率をいい<sup>(1)</sup>、多くの国では選挙人名簿登録者数を分母としている。ただし、今回取り上げた9か国のうちアメリカとエストニアは投票可能な年齢人口 (voting age population) を投票率の分母としている。日本のように有権者が自動的に選挙人名簿に登録される職権登録を採用する国では、選挙人名簿登録者数と投票可能な年齢人口はほとんど同じであるが、アメリカのように自発的に登録しなければ選挙人名簿に登録されない国では、両者が大きく異なる数となる。そのような場合に投票率の実態を表すため、投票可能な年齢人口を分母とした。

投票率を議論する上で、有権者個人が投票に行くか否かを説明する数理モデルとして、ライカー＝オードシュック・モデルが知られている。すなわち、 $P$  = 自分の一票が選挙結果に影響する確率、 $B$  = 自分の支持する候補者が当選した場合と他の候補者が当選した場合の効用の差、 $C$  = 選挙への参加コスト、 $D$  = 選挙への参加そのものから得られる満足感 (投票義務感) とした場合、 $PB - C + D > 0$  の場合は投票し、 $PB - C + D \leq 0$  の場合は棄権するというモデルである<sup>(2)</sup>。

## 【日本の推移】

衆議院議員総選挙について見ると、1958年総選挙の76.99%を最高に、1990年総選挙までは70%前後を推移していたが<sup>(3)</sup>、図24から見てとれるように、1993年から2003年までの総選挙において投票率が低下した。その理由として、自由民主党の分裂や同党と日本社会党を含む連立政権の成立など、それまでの政治的対立軸を超えた政党の離合集散による心理的影響が大きいと言われている。2005年と2009年の総選挙における投票率の上昇は、自由民主党と民主党の競争が激しくなったためと考えられている<sup>(4)</sup>。2010年代の投票率の低下は、2009年の政権交代によって二大政党間の差異が縮小したことによると指摘されている<sup>(5)</sup>。ライカー＝オードシュック・モデルに当てはめれば、「 $B$  = 自分の支持する候補者が当選した場合と他の候補者が当選した場合の効用の差」が縮小したと言えるであろう。また2012年に民主党が分裂し、野党が自由民主党に代わる政権担当という意味での選択肢を提供できなかったことが「 $P$ 」、すなわちどれほど選挙が接戦かという認識を弱め、低投票率につながったとも指摘されている。これらの現象の背景として、平成の政治改革により1996年総選挙から小選挙区比例代表並立制が導入されたことが挙げられている<sup>(6)</sup>。

有権者の属性による投票率の差異を見ると、1960年代から80年代にかけて、日本では高学歴者の方が投票率が低いという他国にはない特徴が見られた。その背景として、農村部の高投票率や都市部に流入した住民の新興宗教団体による動員が指摘されている。しかしその構造は1990年代に崩壊し、現在では高学歴者の方が投票率が高いという他国と同様の傾向が見られ

(1) 自治省選挙局編『選挙用語辞典』帝国地方行政学会, 1968, p.361. <<https://doi.org/10.11501/1348769>>

(2) William H. Riker and Peter C. Ordeshook, "A Theory of the Calculus of Voting," *American Political Science Review*, vol.62 no.1, Mar. 1968, pp.25-42. 邦訳は蒲島郁夫・境家史郎『政治参加論』東京大学出版会, 2020, pp.76-77 によった。

(3) 「国政選挙における投票率の推移」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/ritu/index.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/index.html)>

(4) 川出良枝・谷口将紀『政治学 第2版』東京大学出版会, 2022, p.101.

(5) 境家史郎「政権交代と低投票率」『Voters』55号, 2020.5, pp.4-5. <<https://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/08/voters55.pdf>> ライカー＝オードシュック・モデルの基礎となったダウンズモデルに基づいて投票率の低下を説明している。

(6) 遠藤晶久「2010年代の投票率の低下を考える」同上, pp.8-10. この論文でもダウンズモデルが採用されている。

る<sup>(7)</sup>。地域による投票率の差異を見ると、かつては都市部よりも農村地域の方が投票率が高いという傾向があった。現在でも同様に農村地域の方が高いが、その差はかなり小さくなっており、都市規模と関係なく参加志向が強い高齢者が多いという理由でほぼ説明される<sup>(8)</sup>。また、議員定数不均衡の是正に伴う地方選出議員数の減少により、投票参加の価値が低くなったと認識するようになったことも地方における投票率低下の理由として挙げられている<sup>(9)</sup>。

### 【各国の動向】

長期的には、投票率低下は民主主義諸国で広く見られる現象である。例えば、OECD加盟国の中で1970年以降安定的に民主主義体制を維持してきた21か国を対象に、同年以降最初の選挙と、2020年以降最初の選挙の投票率を比較すると、全ての国で投票率が低下した。その原因として、世代交代と投票回数の増加が指摘されている。前者は、1950年代までに育った世代は投票には行くべきであるという規範意識を共有しているのに対し、1960年代以降に育った世代は投票は自己の権利とみなすので、投票に行かないことに罪の意識を感じず、世代間で投票率の差が生じる現象である。時代が下るとともに義務感を持った世代が減るため、投票率が低下すると言われている。後者は、国民投票やEU加盟国における欧州議会選挙といった投票機会の増加が、投票疲れを引き起こすために投票率を低下させる現象である<sup>(10)</sup>。選挙制度による投票率の差異を見ると、多数代表制（小選挙区制）に比べて比例代表制の方が投票率が高くなるとする研究が多い。その想定される理由としては、有権者が自分の投票の影響力を相対的に高く評価すること、政党による動員活動が全国規模でより活発に行われることが挙げられる<sup>(11)</sup>。

図24で最も高い投票率を維持しているのは、今回取り上げた国で唯一義務投票制を導入しているオーストラリアである。同国では、正当で十分な理由なく投票しなかった場合は、20豪ドル（約2,000円）の罰金を支払わなければならない<sup>(12)</sup>。

次に投票率が高いのはスウェーデンである。同国では1973～82年は投票率が90%を超えていた。その後1990年代から2000年代初頭に80%台前半まで投票率が低下した際に、投票時間の延長、入院中の有権者の代理投票の導入、在外投票の整備等が行われた。2000年代からは駅構内やショッピングモールに投票所を設置し、図書館や郵便局で期日前投票が可能になった。このような取組に加え、高等学校だけでなく日本の小中学校に相当する基礎学校から実践志向の主権者教育が行われている。例えば、日本の中学生や高校生に相当する生徒が用いる教科書には政党ごとの特徴が整理されて掲載されている<sup>(13)</sup>。またこの学齢の生徒が任意で参加する「学校投票」という模擬投票があり、実際の議会選挙と同じ政党に投票する<sup>(14)</sup>。

(7) 蒲島・境家 前掲注(2), pp.156-177.

(8) 同上, pp.177-178. 参議院議員通常選挙においては、都道府県を単位とした場合、農村部が高投票率で都市部が低投票率という図式はもはや当てはまらないという指摘もある。井田正道『日本の選挙と有権者』北樹出版, 2025, p.93.

(9) 松林哲也『何が投票率を高めるのか』有斐閣, 2023, pp.95-114.

(10) 松林哲也「日本だけの現象ではない！—投票率低下の原因とその処方箋—」『中央公論』2024.1, pp.55-57; Filip Kostelka and André Blais, “The Generational and Institutional Sources of the Global Decline in Voter Turnout,” *World Politics*, Vol.73 Iss.4, October 2021, pp.629-667.

(11) 蒲島・境家 前掲注(2), p.79.

(12) Commonwealth Electoral Act 1918s. 245; 杉田弘也編『現代オーストラリア政治』法律文化社, 2025, p.75.

(13) 渡辺博明『スウェーデンの政党政治と民主主義』晃洋書房, 2025, pp.240-242.

(14) 鈴木賢志「なぜスウェーデンの若者の投票率が高いのか—日本のシティズンシップ教育へのヒント—」『開発教育』71号, 2024.12, pp.12-13.

ほかに特徴的な投票制度の国として、2005年から期日前投票の一形態としてインターネット投票が導入されているエストニアが挙げられる。同国では2023年の選挙で初めてインターネットによる投票数が紙の投票数を上回ったものの、国政選挙について言えば、インターネット投票導入前後で投票率に大きな変化は生じていないとされる。また、若年層ほどインターネット投票を選択すると考えがちであるが、同年の選挙では18～24歳の4割が紙の投票を選択しており、若者全体がインターネット投票をする傾向にあるとも言い切れない<sup>(15)</sup>。

なおアメリカは、4年に1度の大統領選挙と同日に執行される連邦議会選挙の投票率は高く、大統領選挙の行われない年の議会選挙（中間選挙）の投票率は低い（図24参照）。

### 【政策課題】

投票率を向上させるためには、【投票率】で示したモデルのPBやDを大きくし、Cを小さくする施策が求められる。

Cを小さくするために投票環境の整備が求められる。投票日の投票所数の減少は投票率と負の相関関係があり、期日前投票所数の増加は投票率と正の相関関係があるという研究がある。この研究は、人口減少が続く日本で投票所を増やすことは困難なため、郵便投票など投票所外での投票についての議論が必要と指摘している<sup>(16)</sup>。また、投票日の投票所閉鎖時刻の繰上げが投票率と負の相関関係があるという研究もある<sup>(17)</sup>。関連して、統一率の低下している統一地方選挙を再統一して有権者が国政選挙に行くコストを軽減させるべきであるという指摘がある<sup>(18)</sup>。

Dを大きくする方策として、義務投票制の導入が考えられる。しかし日本国憲法下では義務投票制が認められないという議論もある<sup>(19)</sup>。また図表の対象外ではあるが、ペルーでは罰金額の高い義務投票制の導入により投票参加が増えたものの、無効票が増えたケースがあったとされる。投票率向上について議論する際には、それだけが目標となるのではなく、意味のある投票選択を可能にする情報提供及び制度設計が不可欠であると指摘されている<sup>(20)</sup>。

投票率の低い若年層の政治関心や知識を高めるために啓発が行われている。しかし、若者の政治知識や能力は実態以上に低く見積もられていて、それによって若者自身が選挙の価値を見いだせなくなっているのではないかという指摘がある。持っていない知識を補うのではなく、若者が今持っている能力をどう伸ばすかが重要であると主張されている<sup>(21)</sup>。

選挙制度だけでなく、有権者にとって魅力的な議員や候補者の存在が投票率を向上させるとも言われている。様々なバックグラウンドを持つ議員が活躍するようになり、有権者の政治への関心が高まることが期待されている<sup>(22)</sup>。

(15) 逢坂巖「エストニアのインターネット投票見聞録」『駒澤大学法学部研究紀要』82号, 2024.3, pp.14-16. <<https://doi.org/10.69200/0002008707>>

(16) 松林 前掲注(9), pp.23-47. 人口減少地域における投票環境整備については、佐藤令「人口減少地域における投票環境の整備」国立国会図書館調査及び立法考査局編『人口減少と地域の課題—総合調査報告書—』（調査資料2024-3）国立国会図書館, 2025, pp.47-60. <<https://www.doi.org/10.11501/14091591>> 参照。

(17) 福元健太郎・菊田恭輔「投票所閉鎖時刻繰上げと投票率・各党得票率の関係」『選挙研究』37巻1号, 2021, pp.47-57. <[https://doi.org/10.14854/jaes.37.1\\_47](https://doi.org/10.14854/jaes.37.1_47)>

(18) 松林 前掲注(10), pp.57-60. ただし、諸外国では投票回数が増加が投票率の低下をもたらしているとしても、日本にそれが当てはまるとは限らないという指摘もある。善教将大『民度一分極化時代の日本の民主主義—』中央公論新社, 2025, pp.130-131.

(19) 長谷部恭男編, 川岸令和ほか『注釈日本国憲法 2—国民の権利及び義務 1—』有斐閣, 2017, pp.219, 233.

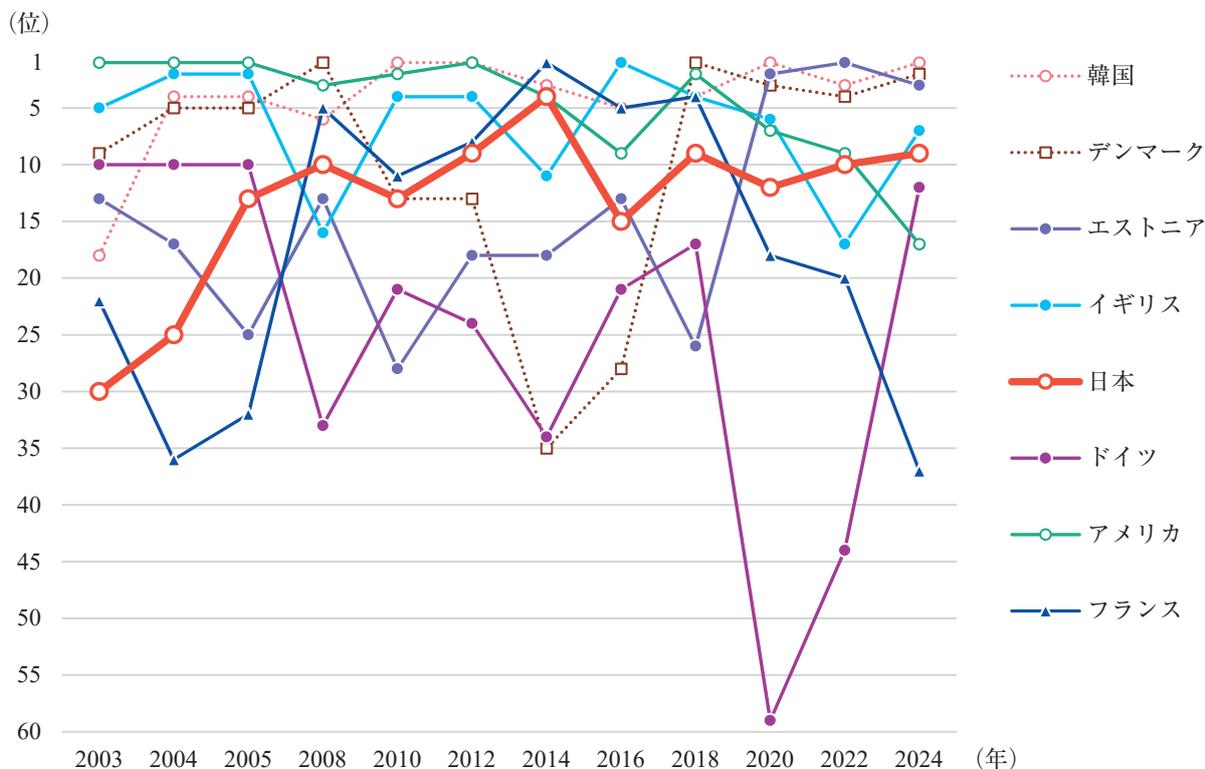
(20) 松林 前掲注(9), pp.188-191.

(21) 善教 前掲注(18), pp.173-206.

(22) 松林 前掲注(9), pp.134, 151-152.

## 25 デジタル・ガバメント

図25 主要国におけるオンラインサービス指数の順位推移



(注) 順位は各年の全調査対象国・地域における順位を表す。指数が同じ場合は、同順位とした。調査は、2003～05年は毎年、2008年以降は隔年で実施されている。2008年までの指数の名称は「Web Measure Index」。

(出典) “Online Service Index.” UN E-Government Knowledgebase website <<https://publicadministration.un.org/egovkb/en-us/Data-Center>> 及び各年の報告書 <<https://www.un-ilibrary.org/content/periodicals/2411829x>> を基に筆者作成。

表25 主要国におけるオンラインサービス指数の順位推移

(単位：位)

国\年	2003	2004	2005	2008	2010	2012	2014	2016	2018	2020	2022	2024
韓国	18	4	4	6	1	1	3	5	4	1	3	1
デンマーク	9	5	5	1	13	13	35	28	1	3	4	2
エストニア	13	17	25	13	28	18	18	13	26	2	1	3
イギリス	5	2	2	16	4	4	11	1	4	6	17	7
日本	30	25	13	10	13	9	4	15	9	12	10	9
ドイツ	10	10	10	33	21	24	34	21	17	59	44	12
アメリカ	1	1	1	3	2	1	4	9	2	7	9	17
フランス	22	36	32	5	11	8	1	5	4	18	20	37
※調査対象国・地域数	191	191	191	192	192	193	193	193	193	193	193	193

(注) 及び(出典) 図25に同じ。

## 【デジタル・ガバメント】

「デジタル・ガバメント」は、例えば「公共的価値を創造するために、政府を現代化する方策の不可欠な要素としてデジタル技術を活用すること」<sup>(1)</sup>と定義される。デジタル・ガバメントの取組は、政府の活動や行政サービスを変革し、公共部門の応答性や信頼性を高めていくために重要とされる。また、コロナ禍への対応においては、政府が緊急時にその活動を継続し国民や企業に遅滞なくサービスを提供するために、デジタル・ガバメントの取組が決定的に重要であることも認識された<sup>(2)</sup>。

各国によるデジタル・ガバメントの取組を評価する調査として、国際連合経済社会局の電子政府調査がある。同調査は、各国・地域の取組を、オンラインサービス指数、通信インフラ指数、人的資本指数の三つを総合して算出する電子政府開発指数によって評価したものである<sup>(3)</sup>。このうち、ここで取り上げるオンラインサービス指数は、行政手続のオンライン化（オンライン化された手続の範囲）、オンライン化に関わる制度的枠組み（国家戦略の策定状況、オンラインサービスにアクセスするためのデジタルIDの有無等）、行政への電子参加（オンラインでの情報提供や意見の聴取・反映の実施状況）等について、各国の状況を評価したものである<sup>(4)</sup>。ここでは、行政手続のオンライン化を中心に論じる。

## 【日本の推移】

2024年のオンラインサービス指数を見ると、日本の順位は9位となっている。日本の順位は、2014年に4位となったが、それ以降はおおむね10位前後で推移している（図25・表25）。

日本では、2001年の「e-Japan戦略」（平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）などにに基づき、行政手続のオンライン化が進められてきた。2019年には、デジタル技術を活用した行政の推進に当たって基本とすべき「デジタル3原則」が法定化された<sup>(5)</sup>。デジタル3原則とは、①デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）、②ワンスオンリー（1度提出した情報は、2度提出することを不要とする）、③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）である<sup>(6)</sup>。これらの原則の実現に向けて、全国民に付番され、社会保障・税・災害対策その他の行政分野の事務手続において利用されるマイナンバーや、電子証明書によるオンラインでの本人確認を可能とするマイナンバーカード、行政手続のオンライン窓口であるマイナポータルの活用が進められている。このうちマイナンバーについては、各機関がそれぞれマイナンバーと紐（ひも）付けて管理する個人の情報を、専用のネットワークシステムを通じてやり取り（情報連携）することにより、各種手続に必要な添付書類（住民票等）の省略が可能と

(1) OECD, *Government at a Glance 2019*, Paris: OECD Publishing, 2019, p.146. <<https://doi.org/10.1787/8ccf5c38-en>>

(2) OECD, “2023 OECD Digital Government Index,” *OECD Public Governance Policy Papers*, 2024, p.3. <<https://doi.org/10.1787/1a89ed5e-en>>

(3) United Nations, *E-Government Survey 2024: Technical Appendix*, New York: United Nations, 2024, pp.2-4. <<https://desapublications.un.org/sites/default/files/publications/2024-10/Technical%20Appendix%20%28Web%20version%29%2030102024.pdf>>

(4) *ibid.*, pp.4-7, 44-45. なお、通信インフラ指数は、インターネット利用者の割合や携帯電話契約者の割合等から算出している。人的資本指数は、学校教育の年数や成人の識字率等から算出している（*ibid.*, pp.7-11.）。

(5) 令和元年法律第16号による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。「デジタル行政推進法」）第2条。

(6) 総務省『情報通信白書 令和3年版』2021, pp.114-115. <[https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/n1300000\\_c.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/n1300000_c.pdf)>

なり、ワンスオンリーの実現が期待されるものである<sup>(7)</sup>。

一方で、コロナ禍への対応においては、例えば特別定額給付金のオンライン申請をめぐる混乱<sup>(8)</sup>が生じるなど、迅速で柔軟なデジタル技術の活用が進まず、その状況は「デジタル敗戦」とも呼ばれた<sup>(9)</sup>。また、2023年5月以降、マイナンバーが別人の健康保険証や公金受取口座等と誤って紐付けられていた問題が表面化し<sup>(10)</sup>、制度に対する国民の不信を招く事態となった。

## 【各国の動向】

最近のオンラインサービス指数を見ると、韓国、デンマーク、エストニアといった国々が日本よりも高く評価されている（図25・表25参照）。これらの国々では、オンライン窓口となる政府ポータルサイトから、国民に身近な幅広い行政サービスがワンストップで手続可能となっている<sup>(11)</sup>。また、これらの国々では、隣国・地域と緊張関係にあることや福祉国家として政府に対する国民の信頼が厚いことなど、各国の歴史や文化を背景に、日本のマイナンバーに当たる個人番号が民間を含む幅広い分野で活用されてきたとされる<sup>(12)</sup>。このように幅広く活用される個人番号を用いて各機関が情報連携することにより、ワンスオンリーのサービスを実現しているとされる<sup>(13)</sup>。

韓国では、国のサービスか自治体のサービスかを問わず、多くのサービスが政府ポータルサイトから手続可能となっている。例えば引っ越しをする場合、転入届の提出や運転免許証の住所変更など、様々な機関の手続を当該サイトから1度で済ませることができる。また、個人番号を用いて行政機関や銀行等の一部の民間機関が情報連携するプラットフォームがあり、例えば銀行に融資を求める場合、申請者が自ら証明書を取得して提出する代わりに、銀行側が本人同意の下でプラットフォームから必要な情報を入手することが可能となっている<sup>(14)</sup>。

一方、イギリスやフランス、ドイツなどの西欧諸国では、個人情報に国家が把握することへ

- (7) 「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（通称：デジタルファースト・アクションプラン）」（「デジタル・ガバメント推進方針」別紙）2017.5.30, pp.15, 20. 政府 CIO ポータル（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.ndl.go.jp/20250903/20250901000115/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei\\_houshinbesshi.pdf](https://warp.ndl.go.jp/20250903/20250901000115/https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_houshinbesshi.pdf)>
- (8) 混乱の原因として、オンライン申請の窓口となったマイナポータル（国のシステム）と実際の手続を行う自治体のシステムが連携しておらず、自治体が目視や手作業による申請内容の確認を迫られたこと等が挙げられる。また、当時、当該給付金の支給はマイナンバーの利用事務の範囲外であり、マイナンバーは活用されなかった（野村敦子「新型コロナ禍が促すデジタル・ガバメントへの取り組み—わが国に求められる行政改革の意識とガブテックとの共創—」『JRI レビュー』89号, 2021, pp.14-15. <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/12502.pdf>>）。
- (9) 日経コンピュータ『なぜデジタル政府は失敗し続けるのか—消えた年金からコロナ対策まで—』日経 BP, 2021, pp.12-13.
- (10) 「マイナンバー情報総点検について（全体像）」（マイナンバー情報総点検本部（第6回）資料）2024.1.16, p.1. デジタル庁ウェブサイト <[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ba532a32-e47a-45f4-a2e6-937d456c69f5/afa8828a/20240116\\_meeting\\_councilsmynumber\\_all\\_check\\_outline\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ba532a32-e47a-45f4-a2e6-937d456c69f5/afa8828a/20240116_meeting_councilsmynumber_all_check_outline_01.pdf)>
- (11) アクセンチュア『諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンスオンリーに関する取組等の調査研究報告書』2022.5, pp.109-110, 131-132, 158-159. デジタル庁ウェブサイト <[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bbf9c127/20220512\\_policies\\_mynumber\\_report\\_02.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bbf9c127/20220512_policies_mynumber_report_02.pdf)>
- (12) 榎並利博「『半世紀の遅れ』がもたらしたマイナンバーへの「恐怖」」『リベラルタイム』285号, 2025.2, pp.30-31.
- (13) 市川類「何故、日本の行政手続のデジタル化は遅れているのか—海外比較組織論からの考察—」『IIR ワーキングペーパー』20-14号, 2020.8, pp.4, 6. <<https://pubs.iir.hit-u.ac.jp/admin/ja/pdfs/file/2426>>; アクセンチュア 前掲注(11), pp.110-111, 133-134, 159-161.
- (14) 田中秀明・廉宗淳「IT 行革—行政デジタル改革は国民中心に 韓国に学ぶ利便性の向上—」『エコノミスト』4603号, 2019.6.4, pp.77-79.

の国民の懸念が強く、個人番号の利用範囲が限定的で、行政サービスごとに異なる番号が運用されてきたとされる<sup>(15)</sup>。その中であって、イギリスのオンラインサービス指数は、これまで比較的高く評価されてきた（図 25 参照）。イギリスでは、2006 年に導入された ID 制度がその後廃止されるなど、個人番号に対する国民の拒否感が強いとされる。その中で、政府や自治体等のサービスを、政府ポータルサイトから一元的に手続可能とする取組を進めている<sup>(16)</sup>。

### 【政策課題】

日本における行政手続のオンライン化の進捗状況を見ると、例えば、自治体の子育て・介護関係の 26 手続について、オンライン手続を可能としている市区町村の数は、2023 年度末時点で 1,138（全市区町村の 65.4%）である<sup>(17)</sup>。また、マイナポータルからのオンライン申請に円滑に対応するためのシステムを導入した市区町村の数は、2023 年 4 月 1 日時点で 1,037（全市区町村の 59.8%）である<sup>(18)</sup>。一方、2024 年 7 月の国民向け意識調査によると、「デジタル行政サービスに満足している」と答えた回答者の割合は、29.8%となっている<sup>(19)</sup>。

マイナンバーについては、当初、その利用範囲は社会保障・税・災害対策とされたが、2023 年の法改正により、範囲が拡大されることとなった<sup>(20)</sup>。今後について、利用範囲を柔軟化すべきである<sup>(21)</sup>という声がある一方で、情報セキュリティ等の観点からこれに反対する声もある<sup>(22)</sup>。

行政手続のオンライン化については、これまでの取組を着実に進めるとともに、引き続き、国民から信頼される制度運用に努めていくことが求められる。また、諸外国の動向も参考としながら、国民にとって最適なサービスの在り方について議論していく必要があると考えられる。

(15) 榎並 前掲注(12), p.30.

(16) アン德里ュー・アレクサンダー・アダムス「統合 ID カードが好まれない英国 複数の番号での運用を模索」『事業構想』135 号, 2023.12, pp.68-69. 例えば、政府ポータルサイトで、個人が死亡した際の諸手続を一元化したサービスが提供されている。申請者が同サイトに死亡情報を登録すると、関係省庁や自治体等に情報が共有され、様々な手続が一度で完了する。その際、申請者は、国民保険番号や運転免許証番号など、各サービスに係る個人の番号をそれぞれ入力する（「英国」エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所『令和元年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業（デジタルガバメントに関する諸外国における先進事例の実態調査）報告書』2020.3.31, p.22. 経済産業省ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<[https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/11554520/www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2019FY/000247.pdf](https://warp.ndl.go.jp/collections/info:ndljp/pid/11554520/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000247.pdf)>）。

(17) 「自治体での子育て・介護関係の 26 手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード」2025.1.17 更新. デジタル庁ウェブサイト <[https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/administrative\\_procedures\\_online](https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/administrative_procedures_online)>

(18) マイナポータルの「ぴったりサービス」からのオンライン申請を円滑に処理するために、ぴったりサービスと自治体のシステムを連携させる申請管理システムを導入した市区町村の割合（総務省自治行政局行政経営支援室「自治体 DX・情報化推進概要—令和 5 年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査の取りまとめ結果—」2024.4, p.30. <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000944041.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000944041.pdf)>）。マイナポータル以外のオンライン申請の窓口として、民間企業が提供するオンライン申請サービスを導入する自治体もあるとされる（長倉克枝「行政手続きオンライン化で自治体に困惑、デジタル庁はマイナポータル改善できるか」『日経クロステック』2021.12.10.）。

(19) その他の選択肢については、「どちらともいえない」が 51.1%、「満足していない」が 19.1%であった（「社会のデジタル化やデジタル行政サービスの意識調査の結果に関するダッシュボード」2025.1.15 更新. デジタル庁ウェブサイト <<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/dx-attitude-survey>>）。

(20) 令和 5 年法律第 48 号による、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。「マイナンバー法」）の改正に基づく。改正前のマイナンバー法第 3 条第 2 項は、「社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野」におけるマイナンバーの利用の促進を図ることとしていた。改正により、この範囲が「社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野」に拡大された。なお、具体的な利用事務の追加は、従前どおり法律の改正により行われる（宇賀克也「マイナンバー法等の改正」『行政法研究』52 号, 2023.10, pp.5-6.）。

(21) 長倉克枝「霞が関の「上から目線」ではだめだ、ミスター・マイナンバーが語る課題と今後」『日経クロステック』2023.4.13.

(22) 山田健太「「ビッグデータ」優先で軽視される「自己情報コントロール権」」『リベラルタイム』285 号, 2025.2, pp.26-27.